自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）

2020 年 4 月 1 日現在

１．（利息計算方法）

この預金の利息計算は、あらかじめご指定いただいた次の方法のいずれかにより行います。

（1）預入日（継続をした時はその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については、定期預金共通規定第７条第２項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって単利計算する方法（以下「単利型」といいます。）

（2）約定日数および約定利率によって複利計算する方法（以下「複利型」といいます。）

２．（利息：単利型）

（1）単利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって単利計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金については次により中間利払いを行います。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に 70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率も継続後の預金の「継続日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に 70%を乗じた利率」。

ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

ただし、２回目以降の中間払利息は、前回までの支払済中間払利息合計額を調整した金額を各中間利払日に支払います。

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に 70%を乗じた利率」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後に支払います。

（2）単利型のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

② 預入日の２年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（4）この預金を定期預金共通規定第１１条第１項により満期日前に解約する場合および同条第３項または第４項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をした時は最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数に応じた次の利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

①	６か月未満	解約日のおける普通預金利率
②	６か月以上１年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「６か月」利率 ×70%
③	１年以上２年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「１年」利率 ×70%
④	２年以上３年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「２年」利率 ×70%
⑤	３年以上４年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「３年」利率 ×70%
⑥	４年以上５年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「４年」利率 ×70%

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日のおける店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率（預入期間が６か月未満の場合は解約日における普通預金利率）と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

（５）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．（利息：複利型）

（１）複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（３）この預金を定期預金共通規定第１１条第１項により満期日前に解約する場合および同条第３項または第４項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数に応じた次の利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①	６か月未満	解約日のおける普通預金利率
②	６か月以上１年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「６か月」利率 ×70%
③	１年以上２年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「１年」利率 ×70%
④	２年以上３年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「２年」利率 ×70%
⑤	３年以上４年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「３年」利率 ×70%
⑥	４年以上５年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「４年」利率 ×70%

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率（預入期間が６か月未満の場合は解約日における普通預金利率）と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

（４）預入日の２年後の応当日以降の日を満期日とした複利型のこの預金は、当行がやむを得ないと認めた場合には、預入日の６か月後の応当日（据置期間満了日）以後に元金の一部を１万円以上１円単位の金額で満期日前に一部解約することができます。一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

（５）一部解約後の残余の預金（以下「一部解約後の預金」といいます。）についての利息は一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。

ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金の店頭表示の利率に関して金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなった時は、一部解約日以降、一部解約後の預金の利息は、この預金の預入日に同じ預入期間にて一部解約後の預金の金額相当額を預けた場合に適用される店頭表示の利率を適用して計算します。

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（通知等）

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

５．（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上